

令和 7 年度鴻池新田駅前交通広場周辺における整備計画作成業務

特 記 仕 様 書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、東大阪市（以下、「発注者」とする。）が発注する「令和 7 年度鴻池新田駅前交通広場周辺における整備計画作成業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書に定めのない事項については、「測量、調査及び設計業務等委託必携（大阪府都市整備部 令和 7 年 4 月版）」によるものとする。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、鉄道利用者の安全性や乗換利便性の確保など交通結節点としての機能の強化・向上と、大阪モノレール南伸事業との連携により、JR 鴻池新田駅を中心とする交通ネットワークの強化と地域活性化を促進させることを目的とする。

(業務の概要)

第 3 条 本業務の概要は次の各号のとおりとする。

- ①計画対象地域及びその周辺地域について現況調査の上、課題整理を行う。上位計画及び関連事業についての整理をおこない、方針等を整理する。
- ②周辺道路の交通量推計や鉄道乗降客数の推計を行い、その結果をもとに、施設規模の検討や周辺交通への影響調査を実施する。
- ③関係機関とも協議を行い、周辺地域を含めた歩行者導線の検討や地域拠点となりうる駅前交通広場施設の導入検討を実施する。

(現状の把握)

第 4 条 次の各号について、各種調査を行い、問題点及び課題を抽出し、整理する。

- ①交通量調査、PT（パーソントリップ）調査、人流調査、及び、乗降者数などの統計資料の整理
- ②駅及び周辺利用者の実態調査（鉄道利用者、その他公共交通機関利用者、非利用者）
- ③その他、整備計画作成に必要と認める調査（発注者と協議のうえ決定する。）

(交通量の推計)

第 5 条 前条の調査結果を基に、周辺道路の交通量推計を行い、施設規模の検討及び周辺交通への影響調査を行う。

(関連機関との協議支援)

第6条 関連機関（鉄道事業者、バス・タクシー事業者、地元（自治会、商店会など）、官公庁（大阪府、交通管理者など））との協議資料の作成を行う。

(整備計画の作成)

第7条 第2条から第6条をとりまとめ、次の各号を検討したうえで、整備計画を3案作成し、比較検討を行う。

- ①周辺地域を含めたまちづくりのゾーニング計画の作成
- ②駅前交通広場の区域検討
- ③地域拠点となり得る施設（シェルター、ベンチ、ミスト、噴水、デジタルサイネージなど）の導入検討
- ④概算整備費の算定

(イメージパースの作成)

第8条 前条で作成した案のうち、決定した整備計画のイメージパース(A3サイズ鳥瞰図)を作成する。

(疑義等)

第9条 業務遂行の過程において、本仕様書の内容若しくは解釈について疑義が生じた場合及び本仕様書に変更を要する場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(準拠する法律等)

第10条 本業務を実施するに当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令及び運用指針等に準拠し、適正かつ円滑に実施するものとする。

- ①都市計画法（昭和43年 法律第100号）
- ②都市計画法施行令（昭和44年 政令第158号）
- ③都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）
- ④道路法（昭和27年 法律第180号）
- ⑤道路法施行令（昭和27年 政令第479号）
- ⑥道路法施行規則（昭和27年 建設省令第25号）
- ⑦道路構造令（昭和45年 政令第320号）
- ⑧道路構造令施行規則（昭和46年 建設省令第7号）
- ⑨都市計画運用指針（平成12年12月28日建設省都計発第92号
改正令和7年3月31日国都計発第203号）
- ⑩新都市計画マニュアル（公社）日本都市計画学会

- ⑪改訂 新都市計画の手続（平成１３年６月発行 （公財）都市計画協会
- ⑫道路の移動等円滑化に関するガイドライン（改定令和６年１月 国土交通省）
- ⑬駅前広場計画指針（平成１０年７月発行 （公社）日本交通計画協会）
- ⑭その他関係法令、規則、通達等

（業務の実施体制）

第１１条 本業務の実施に当たり、受注者は本業務に充分に対応できる次に示す技術と経験を有する者を甲に届け出なければならない。技術と経験を有する者とは、管理技術者は、技術士の資格（建設部門：都市及び地方計画、または、建設部門：道路）を有するもの、照査技術者は技術士の資格（（建設部門：都市及び地方計画、かつ、建設部門：道路）または、（総合管理部門：建設））若しくは、RCCM の資格（都市計画及び地方計画、かつ、道路）を有するものとする。

（契約締結時の提出書類）

第１２条 受注者は、委託契約書の他、次の各号の書類を速やかに発注者の承諾を得て、提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施計画書
- ③工程表
- ④管理技術者届等
- ⑤業務費内訳書

（実施計画書）

第１３条 受注者は、契約締結の日から速やかに業務に係る実施計画書を発注者の承諾を得て、提出しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- ①業務概要
- ②実施方針
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥成果品の品質を確保するための計画
- ⑦連絡体制（緊急時含む）
- ⑧その他発注者の指示する事項

（業務の内容）

第１４条 本業務の内容は次のとおりとする。

- ①現状把握の整理表の作成
- ②整備計画案（３案）及び比較検討表の作成
- ③整備計画の作成（概要版を含む）
- ④イメージパースの作成

データは JPEG 型式とし、サイズは A3 サイズとする。

⑤打合せ協議

関係機関協議の対応など、適宜、発注者と受注者による打合せ協議を行う。なお、初回打合せ協議及び成果品納入時においては、照査技術者が同席するものとする。

（協議）

第 15 条 発注者、受注者は密接に連絡を取るとともに、協力しながら業務進捗を図るものとする。

2 受注者は、打合せ協議のほか、業務遂行過程で疑義が生じた場合など、発注者と協議した結果について、記録整理するものとする。

（機密の保持）

第 16 条 受注者は、本業務に関して知り得た事実は機密を厳守するものとし、第三者に漏らし、または、利用してはならない。

（資料の貸与）

第 17 条 本業務の実施に際して、発注者が所有する資料等（電子化された資料を含む）は、書面による手続きにより受注者へ貸与するものとし、本業務完了後、速やかに返却しなければならない。

（納入成果品）

第 18 条 本業務が完了したときは、完了届をはじめ所定の手続きを行い、受注者は発注者に下記のことを成果品として提出しなければならない。なお、電子データは汎用性のあるソフトとする。ソフトの使用については発注者と協議を行う。

- | | |
|------------------------|-----|
| ①報告書 | 2 部 |
| ②現状把握の整理表 | 2 部 |
| ③整備計画案（３案）及び比較検討表 | 2 部 |
| ④整備計画（概要版を含む）及びイメージパース | 2 部 |
| ⑤関係機関協議資料 | 1 式 |
| ⑥打合せ議事録 | 1 式 |
| ⑦成果物電子データ（CD-R） | 1 式 |

(検査)

第19条 受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は発注者の検査完了をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れや不備、及び、誤りが発見された場合、受注者の責任において速やかに是正するものとする。

(成果品の帰属)

第20条 本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用若しくは流用してはならない。